

## 今治育成園に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部障がい福祉課

今治育成園の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

### 1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市町谷甲 746 番地
- (2) 施設の設置目的 障がい者に対し必要な施設障がい福祉サービスを行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ること

### 2 申請概要

- (1) 申請受付期間 令和 3 年 9 月 21 日（火）～令和 3 年 10 月 1 日（金）
- (2) 申請者（1 団体）

団体名	代表者役職氏名	住所
社会福祉法人 今治福祉施設協会	理事長 胡井 裕志	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8

### 3 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方式

今治育成園指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性	50 点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の設置目的及び性質に応じた適切な収支計画の提案 ・ 実現の可能性	15 点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力 (管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性及び信頼性 ・ 実現の可能性	30 点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 ・ 障がい者雇用への取組み ・ 子育て支援への取組み ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・ 実現の可能性	15 点
【Ⅵ】 申請者の実績 ・ モニタリング結果	8 点
【Ⅶ】 全般 ・ 申請者の取組み姿勢	25 点
合計点数	143 点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりで、社会福祉法人 今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

団体名	社会福祉法人 今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	39.0点
審査基準Ⅲ	12.0点
審査基準Ⅳ	24.0点
審査基準Ⅴ	12.0点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	21.8点
合計	113.8点

○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。

○審査基準Ⅱについては、利用者一人ひとりに応じた対応や支援など施設の設置目的に適合した提案が評価された。また、新型コロナウイルス感染症対策を十分取りながら、利用者と家族との個別面談が実施されており、利用者や保護者等の意見を広く聞き入れたサービス向上の実現を可能とするシステム作りへの姿勢も評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額以内であり、適正と認められた。(指定管理料基準額：0円)

○審査基準Ⅳについては、当該施設の運営の実績があり、能力の高い運営主体として評価された。

○審査基準Ⅴについては、障がい者雇用の実績があり、今後も積極的に取り組む姿勢が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、指定管理業務方針が施設の設置目的と適合しており、当該施設に対する熱意や思い入れが十分に感じられた。またこれまでの指定管理の実績などから、今後の指定管理業務の実施に期待できることが評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が障がい者の平等利用を確保できるものであること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、社会福祉法人 今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

また、審査の際に、下記のとおり施設の管理運営に対する要望・意見があった。

○ウィズコロナ時代に対応した地域活動や研修計画を検討してほしい。

○「怪我等の対応マニュアル」は整備されているが、「応急措置の手順マニュアル」を追加してほしい。

※点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで